

# いきいき職場づくり 支援補助金

人づくり  
支援補助金

就労環境改善  
支援補助金

## 補助上限額

80万円

(人づくり支援補助金と  
就労環境改善支援補助金の合計額)

## 補助率

【ソフトの場合】 1/2 〔従業員のキャリア形成、計画的な人材育成に要する研修経費等を補助〕

【ハードの場合】 1/3 〔コミュニケーションの活性化やモチベーション向上、労働能率の向上や業務負担の軽減等<sup>(※1)</sup>に資する取組の経費を補助〕

## 補助要件

- 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業
- 過去3年度間又は申請年度に新規採用実績があること、もしくは1年以内に新規採用の見込みがあること

## 受付期間

令和6年4月1日から

令和7年1月31日まで

## 事業対象期間

交付決定日から

令和7年2月28日まで

## 人づくり 支援補助金

- 人材育成計画に基づき、自社で研修を開催する場合および社員を外部の研修に参加させる場合
- 外部人材の派遣・指導を受け、OJT型の人材育成を行う場合

＼ こんなことに活用できます ＼

- 社員の階層別(新入社員、管理職等)研修
- 技術力向上、技能継承のための研修
- 専門スキル習得のための外部研修参加
- 専門家のOJTによる社員育成

## 就労環境改善 支援補助金

- コミュニケーションの活性化やモチベーション向上、労働能率の向上や業務負担の軽減等<sup>(※1)</sup>に資する取組を行う場合

＼ こんなことに活用できます ＼

- 従業員満足度調査を実施
- 労働能率向上や5S推進をコンサルタントに依頼
- テレワーク導入のための制度・環境を整備
- 社内ルールや福利厚生をまとめた冊子等を作成
- 勤怠管理システムやグループウェアの導入、ペーパーレス化などの業務効率化
- 作業動線の効率化などの環境整備

(※1)業務負担軽減に資する取組は、以下の従業員を雇用する企業等に限りです

・高齢者(66才以上): 常時1名以上雇用している場合  
・障がい者: 常時1名以上雇用しており、法定雇用率を満たしている場合  
・治療を要する者: 常時1名以上雇用している場合

## 具体的な取組内容

### 1 業務効率化

業務フローの構築・見直し、デジタル化、機器導入費等

### 2 労働条件・処遇改善

賃金・労働時間・休暇・福利厚生等改善、人事評価制度の策定・見直し等

### 3 柔軟な働き方の実現

テレワーク導入費用、柔軟な勤務制度の構築・労務管理に要する経費等

### 4 多様な人材の活躍

高齢者・外国人・障がい者・介護が必要な者等に対応した就労環境整備等

### 5 健康経営

労働災害防止、喫煙対策等

### 6 その他職場定着にかかる取組

従業員のエンゲージメントの向上調査等

補助金申請先  
お問合せ先

一般社団法人 島根県経営者協会 島根県松江市母衣町55-4

TEL 0852-61-8355 FAX 0852-26-7651

[E-mail] ikiiishokubadukuri@shimanekeikyo.com [Web] https://shimanekeikyo.com/



# いきいき職場づくり支援補助金概要

		人づくり支援補助金	就労環境改善補助金
補助要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しまねいきいき職場宣言」宣言企業</li> <li>・過去3年度間又は申請年度に新規採用実績があること、もしくは1年以内に新規採用の見込みがあること</li> </ul>	
補助上限額		80万円	
補助率	ソフト	1/2	1/2
	ハード	—	1/3
補助対象経費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト事業のみ 講師の謝金・旅費(OJTの派遣料含む)、会場使用料、教材費、研修参加費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト事業 謝金・委託料、印刷製本費</li> <li>・ハード事業 設備・機器、ソフトウェア等の購入・更新費</li> </ul>
※補助対象外経費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる経費削減及び不快感の軽減や快適化を目的とした経費</li> <li>・PC・タブレット</li> <li>・5万円未満の消耗品</li> </ul>	
受付期間		令和6年4月1日から令和7年1月31日まで	
事業対象期間		交付決定日から令和7年2月28日まで	

## 「しまねいきいき職場宣言」とは

しまね働き方改革宣言(※)に沿って、各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県に申請・登録する制度です。  
宣言企業には県が宣言書を交付するほか、県ホームページに掲載して周知します。



## しまね働き方改革宣言



宣言①

**ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅!**  
～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～



宣言②

**「仕事と生活の調和」を企業の魅力に!**  
～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～



宣言③

**みんな元気に生涯現役!**  
～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

※「しまね働き方改革宣言」は、平成29年に島根県、島根労働局、経済団体等からなる働き方改革推進会議で採択されました。



宣言④

**誰もがいきいき活躍できる職場に!**  
～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～



宣言⑤

**職場に実情を語り合う場をつくらう!**  
～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～



宣言申請方法

島根県ホームページから  
申請してください。



宣言提出先

島根県商工労働部雇用政策課

☎ 0852-22-5309

✉ koyo-ikiiki@pref.shimane.lg.jp